

入札公告等の概要(参考)

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料であり、公告文・入札説明書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公告文及び入札説明書等をご覧ください。

工事名	令和6年度 松山法務総合庁舎エレベーター設備改修工事
担当事務所	四国地方整備局 営繕部
工事場所	愛媛県松山市一番町4-4-1
工事種別	機械設備工事
契約方式	一般競争入札(WTO適用外案件) 総合評価落札方式(施工能力評価型【II型】) 契約後VE試行・施工体制確認型試行・WLB評価・賃上げ評価
申請書及び技術資料の提出期限	令和6年5月13日 午後5時まで
入札書の提出期限	令和6年6月6日 午後2時まで
開札日	令和6年6月11日 午後1時30分
工期	契約締結の翌日から令和7年2月28日まで
工事内容	本工事は次に掲げるエレベーター設備工事である。 (庁舎) 建物用途: 事務庁舎 建物構造: 鉄筋コンクリート造 建物規模: 地上8階建(地下1階、塔屋1階) 延べ面積 7,685.54㎡ 工事内容: エレベーター設備 改設一式(ロープ式、機械室なし、普及型エレベーター1基) 電気設備 改設一式 建築工事 庁舎修繕一式

競争参加資格要件の概要

等級(ランク)	機械設備工事
本店、支店、営業所の所在地	「機械設備工事」に認定されている者で、建設業法の機械器具設置工事の許可を有すること。
施工実績	
企業	平成21年度以降に元請けとして、同種工事1を施工した実績を有すること。 同種工事1とは完成・引渡しが完了した一件の工事で、次のア)からエ)の要件を満たすエレベーター設備の新設又は改設(システム一式(機器等の施工(試験、調整を含む))とする。ただし、建築一式工事における施工実績は含まないものとする。 また、本工事におけるエレベーター設備の工場製作にかかる設計、工程管理、検査・試験に関する自らの体制を証明できること。 ア)形式:ロープ式 イ)用途:乗用エレベーター(寝台用、人荷共用を含む)ただし、ホームエレベーターは除く ウ)積載荷重:450kg(定員 6人)以上 エ)速度:45m/min以上
配置予定技術者	平成21年度以降に元請けの技術者として、同種工事2の経験を有する者であること。 同種工事2とは完成・引渡しが完了した一件の工事で、次のオ)・カ)の要件を満たすエレベーター設備の新設又は改設(システム一式(機器等の施工(試験、調整を含む))とする。ただし、建築一式工事における施工実績は含まないものとする。 オ)形式:ロープ式 カ)用途:乗用エレベーター(寝台用、人荷共用を含む)ただし、ホームエレベーターは除く
配置予定技術者資格	(いずれかを満たすこと) (イ)建築学、機械工学又は電気工学に関する学科を卒業後 (a)高等学校(旧中等学校令による実業学校を含む。)若しくは中等教育学校の場合は5年以上の機械器具設置工事の実務経験を有する者。 (b)高等専門学校(旧専門学校令による専門学校を含む。)若しくは大学(旧大学令による大学を含む。)の場合は3年以上の機械器具設置工事の実務経験を有する者。 (ロ)10年以上の機械器具設置工事の実務経験を有する者。 (ハ)技術士(機械部門又は総合技術監理部門(選択科目を機械部門に係るものに限る))の資格を有する者。 (ニ)国土交通大臣が(イ)又は(ロ)と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者。

1. 工事の概要

本工事は、次に掲げるエレベーター設備工事である。

(1) 主な工事内容

ロープ式 普及型エレベーター(乗用)機械室無し 1基 1～5階 5箇所停止
既存(ロープ式 機械室有り)1基を撤去し、上記1基を新設する。

(2) 施工条件

・現場説明書及び図面を参照してください。

2. 実態を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等

本工事において、以下の取組みを実施しています。

(1) 実態を踏まえた積算の運用

本人負担分の法定福利費相当額を反映した「公共工事設計労務単価」を用い、法定福利費相当額が反映された見積書式の活用を行う等、実態を踏まえた価格設定を行います。

現場実態を反映させた施工条件による共通費(共通仮設費、現場管理費の積み上げ分)の積算を行っています。

(2) 施工条件等の円滑な協議

施工計画の立案にあたり新たに必要となった調査、工事施工に関して、新たに発生した条件等について監督職員と協議した結果、請負代金額の変更が必要と判断された内容については、設計変更の対象となります。

(3) 工事関係図書等の効率化

受発注者相互の業務の効率化と品質向上を目的とし、「工事関係図書等の効率化」を行う工事です。工事関係資料の重複提出を避けるとともに、真に必要な最小限の工事関係図書等の作成及び管理を重点的に行うこととし、効率化できる書類について監督職員と協議した上で書類作成等を行うこととなります。工事関係書類一覧表は次のURLよりダウンロードすることができます。

<https://www.skr.mlit.go.jp/eizen/business/svorui.html>

(4) 入札時積算数量活用方式の適用

入札時において 発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関して確認及び協議を行うことができる「入札時積算数量活用方式」を適用します。

3. その他

下記のような欠格(無効)事例がありました。

競争参加資格確認申請書を提出する前に再度の確認をお願いします。

施工実績及び施工経験の工事内容が添付書類で確認出来ない。

配置予定技術者の工事への従事状況が添付書類で確認出来ない。

配置予定技術者の監理技術者資格者証の有効期限が切れていた。

工事費内訳書の一部金額未記入。提出業者名が未記入。

四国地方整備局営繕部のHP上で入札説明書の読み方を次のURLにて掲載していますので、参考としてください。

<https://www.skr.mlit.go.jp/eizen/file/business/yomikata.pdf>